

御坊広域行政事務組合障害者活躍推進計画

機関名	御坊広域行政事務組合執行機関
任命権者	管理者 三浦源吾
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
御坊広域行政事務組合における障害者雇用における課題	御坊広域行政事務組合においては、小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍していたこともあり、これまで大きな問題は生じていないところだが、職員の高齢化も踏まえ、組織的な体制整備を行う必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	計画期間内に新たに障害者の採用を目指す。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置し周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、計画期間中に障害特性に配慮した施設整備や障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入等の環境整備を検討する。 ○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たって、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあつては、以下の取扱いを極力行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

	・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や特別休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○人事担当者による声掛け等を通じ、状況把握や体調配慮に努める。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。